

南陽市監査委員事務局障害者活躍推進計画

機関名	南陽市監査委員事務局
任命権者	南陽市代表監査委員
計画期間	令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
南陽市議会事務局における障害者雇用に関する課題	南陽市監査委員事務局は2名程度の小規模な機関であり、市長部局からの出向者で構成されている。そのため、独自に職員を採用していないため、これまでに障害者雇用については組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
目標	
1.採用に関する目標	障害者の雇用の在り方については市長部局と連動し理解を深める。
2.定着に関する目標	なし
取組内容	
1.障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者である職員の相談窓口を総務課職員係に委託し、障害者である職員を雇用・配置した場合には周知する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2.障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○人事評価面談、身上申告書等により身体障害等により従来の業務遂行が困難となった申し出があった場合には、人事異動等により負担なく遂行できる職務の選定・創出について検討する。</p>
3.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえ検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いはしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。 ・自力で通勤できることといった条件を設定すること。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられると」といった条件を設定すること。
4.その他	○南陽市障がい者就労施設等からの物品等調達方針に基づき物品を調達する。